

奈良県障害者相談等調整委員会規則をここに公布する。

平成二十七年九月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第二十五号

奈良県障害者相談等調整委員会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例（平成二十七年三月奈良県条例第七十号）第十六条第六項の規定に基づき、奈良県障害者相談等調整委員会（以下「調整委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員長)

第二条 調整委員会に委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調整委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第三条 調整委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 調整委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 調整委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

4 前項の場合においては、委員長は、委員として議決に加わる権利を有しない。

(専門委員)

第四条 調整委員会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が委嘱する。

3 専門委員は、その者の委嘱に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第五条 調整委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、委員長が指名する。

- 3 部会に部会長を置き、委員長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 6 調整委員会は、その定めるところにより、部会の決議をもって調整委員会の決議とすることができる。

- 7 第三条の規定は、部会の会議について準用する。

(庶務)

第六条 調整委員会の庶務は、健康福祉部障害福祉課において処理する。

(その他)

第七条 この規則に定めるもののほか、調整委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。